

「憲法改正について考える」

～憲法96条とわたしたちの未来～

今、憲法改正の論議が活発化しています。特に、最近は、より憲法を改正しやすくするために、憲法改正の要件を定めている96条から変えようという動きが見られます。このシンポジウムでは、憲法96条が持っている意味とこれを変えることによって見えてくるわたしたちの未来について、有名講師をお呼びして分かりやすく解説していただき、皆さんと一緒に考えたいと思います。

当日、講師のお二人に質問する内容を皆さんから募集します。手紙・はがき又はFAXで、鳥取県弁護士会までお送り下さい。記名・無記名を問いません。

日時

平成25年 **9月23日** (月・休日)
午後1時から4時30分まで

場所

とりぎん文化会館 第1会議室

参加費

無料

予約は不要です

無料託児所有り

要事前申込
申込締切 9月6日(金)

内 容

第1部

講演 「憲法96条と立憲主義」

講師 伊藤 真氏(伊藤塾塾長・弁護士・日弁連憲法委員会副委員長)

第2部

パネルディスカッション

「憲法96条とわたしたちの未来」

パネリスト

伊藤 真氏(伊藤塾塾長・弁護士・日弁連憲法委員会副委員長)

小林 節氏(慶応義塾大学教授・弁護士)



伊藤 真氏

(伊藤塾塾長・弁護士・日弁連憲法委員会副委員長)

プロフィール

1958年生まれ。伊藤塾(法律資格の受験指導校)を主宰。1981年司法試験合格。その後、真の法律家の育成を目指し、司法試験等の受験指導にあたる。「憲法を知ってしまった者の責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。多くの弁護士、著名人とともに、「一人一票実現国民会議」の発起人となり、日本に真の立憲民主主義を実現すべく弁護士として奮闘中。



小林 節氏

(慶応義塾大学教授・弁護士)

プロフィール

小林節(こばやし・せつ)1949年東京生まれ。64歳。慶応義塾大学法学部教授(法学研究科兼務)、法学博士(慶大)、名誉博士(モンゴル、オトウゴンテンゲル大)、弁護士、元ハーバード大研究員、元北京大招聘教授、自称「護憲的改憲論者」で9条の改正を主張している。しかし、96条先行改正は「憲法破壊」だと断じている。

主催／鳥取県弁護士会

お問い合わせ先・送付先

鳥取県弁護士会

〒680-0011 鳥取市東町2丁目221番地
電話 0857-22-3912 FAX 0857-22-3920